

質問4 報告事項3～6の公表について

(該当箇所:報告事項3～6)

社員総会運営規程第4条では、

「第4条 会長は、前条の通知の発出に先だち、議案の内容を理事会の承認後速やかに本会のホームページ上で公表しなければならない。

2 正会員は、公表された議案の内容について理事会に質問することができる。質問は、社員総会の開催日の1週間前まで電磁的な方法で受け付ける。

3 理事会は、正会員からの質問に対する回答を、質問と併せて速やかに本会のホームページ上で公表しなければならない。また、すべての質問と回答は、社員総会の資料として配付する。」と定めています、

報告事項

3. 今後の協会組織体制について
4. 「協会員＝士会員」実現のための検討経過について
5. 新コンピュータシステムの開発状況について
6. その他

を、ホームページ上で公表しないのは、理事会で承認されていないからでしょうか。

回答

ホームページ上で公表しているのは議案書そのもののPDF版です。ご指摘の報告事項3～6は議案書ではp.82-85に該当しますが、これらのページには報告事項の項目（タイトル）が掲載されているのみで、具体的な文章等の記載はありません。何故そのようなになっているかと申しますと、これらの項目については、以下のように、議案書の他の箇所ですでに基本的な報告がなされているのですが、

3. 今後の協会組織体制について ⇒ p.17-19
4. 「協会員＝士会員」実現のための検討経過について ⇒ p.17、24、64
5. 新コンピュータシステムの開発状況について ⇒ p.56

これらは会員にとって重要な関心事であると思われたため、敢えて報告事項の項目として立て、社員総会の場で、図やスライドを使ってより詳しい説明を行おうとしているからです。

したがって、これらの項目の報告内容としては上記の各ページでご確認ください。社員総会でご説明する内容や資料も、上記ページの記載内容と基本的に異なるものではありませんので、もしご質問やご意見がありましたら、上記の箇所についてお寄せいただければと思います。また、社員総会で使用する予定の説明資料も準備ができ次第ホームページに公表させていただきます。